

平成17年12月16日(金)

農林水産部畜産課長 鹿志村 均

担当補佐：田中宏和(内3980)

## 愛鶏園木部農場を中心とした移動制限区域の一部解除について

愛鶏園木部農場を中心とした移動制限区域につきましては、2回の清浄性確認検査で清浄性が確認され、制限解除の条件が整いましたので、12月18日(日)午前0時をもって、移動制限を解除します。

なお、移動制限区内の鶏卵及び肉用鶏については、すでに出荷が認められております。

この解除により、残る移動制限区域は愛鶏園小川農場及び佐々木清繁小川(第1・2)農場を中心とした区域となり、殺処分済みの鶏を除くと12月16日時点で44農場、約402万羽が移動制限の対象となります。

- ・ 解除になる区域 愛鶏園木部農場(茨城町)を中心とした区域(一部除く)
- ・ 解除予定日 平成17年12月18日(日)
- ・ 解除される農場数 13戸 (内訳：採卵10戸、ブロイター2戸、採卵・ブロイラー1戸)
- ・ 解除される羽数 約132,000羽

【参考】 移動制限指定日 平成17年11月4日(金)